

環境測定分析士試験・認定委員会が定める認定・登録に係る事項

一般社団法人 日本環境測定分析協会
環境測定分析士試験・認定委員会

環境測定分析士試験・認定委員会（以下、「委員会」という。）は、環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程（以下、「規程」という。）第6条に基づき、認定及び登録を公正かつ円滑に実施するために、次のとおり定める。

（初期登録）

- 第1条 規程第13条第1項に基づき初期登録を申請する者は、様式B1による環境測定分析士等初期登録申請書に、合格証（写）、顔写真（3cm×2.4cm・2枚）及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を添付して、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）提出するものとする。
- 2 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所の住所」を非公開とすることを希望する登録者は、前項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

（更新登録）

- 第2条 規程第13条第2項に基づき更新登録を申請する者は、様式B3による環境測定分析士等更新登録申請書に、登録証（写）、登録カード（写）、顔写真（3cm×2.4cm・2枚）、更新登録の点数を取得したことを証明する資料及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を添付して、日環協に提出するものとする。
- 2 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所」の住所を非公開とすることを希望する登録者は、前項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

（登録者の年齢が61歳以上の者の更新登録）

- 第3条 シニア環境測定分析士の称号を与えられた登録者であって、規程第14条第2項に基づき更新登録を申請する者は、様式B4によるシニア環境測定分析士等更新登録申請書に、登録証（写）、登録カード（写）、顔写真（3cm×2.4cm・2枚）及び委員会が指示した課題に関する報告書及び手数料を振込したことを証明する書類（写）を添付して、日環協に提出するものとする。
- 2 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所」の住所を非公開とすることを希望する登録者は、前項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

（登録証及び登録カード）

- 第4条 規程第16条に定める登録証及び登録カードは、それぞれ様式B5及び様式B6によるものとする。
- 2 平成22年1月29日以降の登録申請書提出者については、登録証及び登録カードを一緒に送付する。
- 3 平成22年1月28日以前に登録申請書を提出し、既に登録証の交付を受けている者については、登録カードの交付希望があれば、登録カードのみを送付する。
- 4 前項の環境測定分析士に係る登録カードの新規申請については様式B9による届出書を日環協に提出するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第5条 規程第17条第1項に基づき登録事項のうち氏名の変更を届出する者は、様式B7による環境測定分析士等登録事項変更届出書に、登録証(正本)、登録カード(正本)、顔写真(3cm×2.4cm・2枚)及び手数料を振込したことを証明する書類(写)を添付して、日環協に提出するものとする。

2 規程第17条第2項に基づき登録事項の変更を届出する者は、様式B8による環境測定分析士等登録事項変更届出書に、登録証(写)、登録カード(正本)、顔写真(3cm×2.4cm・1枚)を添付して、日環協に提出するものとする。

3 規程第19条のただし書きに基づき、登録事項のうち「勤務先事業所の名称」又は「勤務先事業所」の住所を非公開とすることを希望する登録者は、本条第1項又は第2項に定める書類に加えて、様式B2による届出書を日環協に提出するものとする。

(登録証等の再交付)

第6条 規程第18条第1項に基づき、認定証、合格証、登録証、登録カード(以下、「登録証等」という。)の再交付の届出する者は、様式B10による「環境測定分析士等に係る登録証等再交付届出書」に、顔写真(3cm×2.4cm・2枚)及び手数料を振込したことを証明する書類(写)を、日環協に提出するものとする。なお、登録証等を汚染した場合には、汚染した登録証等(正本)を日環協に返却するものとする。

(手数料の振込手続き)

第7条 規程第13条第1項、規程第14条第1項、規程第17条第1項、規程第18条第1項に基づき、手数料の振込手続きは、以下の通りとする。

- ① 郵便局備付の「払込取扱票」により振り込んでください。
- ② 手数料を振込したことを証明する書類(郵便振替払込受領証等)のコピーを登録申請書(様式B1、B3、B4)、変更届出書(様式B7)、再交付届出書(様式B10)に貼付してください。

振込先 : ゆうちょ銀行(郵便局)

口座番号 : 00150-9-98103

口座名義 : 一般社団法人日本環境測定分析協会

2 手数料については、以下の通りである(消費税込み)。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 環境測定分析士等初期登録申請 | 5,000 円 |
| ② 環境測定分析士等更新登録申請 | 5,000 円 |
| ③ シニア環境測定分析士等更新登録申請 | 5,000 円 |
| ④ 登録事項(氏名)の変更届出 | 1,000 円 |
| ⑤ 環境測定分析士等に係る登録証・登録カード再交付申請 | 1,000 円 |

(付 則)

1. 本事項は、平成22年1月29日に制定し、平成22年4月1日より適用する。ただし、平成21年度に実施した1級及び2級の試験に合格し、合格証の交付を受けた者については、平成21年1月29日から、本事項を適用する。
2. 「環境測定分析士試験の合格・登録に関する規程(平成20年1月18日制定)」及び「環境測定分析士の資格認定制度に関する規程細則(平成18年2月1日制定)」は、平成22年3月31日をもって廃止する。
3. 本事項は、平成24年9月6日に改定し、同日より施行する。
4. 本事項は、平成28年2月17日に改定し、同日より施行する。